ガイドラインに基づく体制整備等の不備に対する調査・指導の流れ

参考1－1

文部科学省

1.チェックリストの確認
・文部科学省の予算の配分又は措置で研究活動を実施する全ての研究機関は、チェックリストを文科省に提出
・これに基づき、「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」で定める調査項目を文科省が確認

・チェックリストにおいて、体制整備や規程に不備が認められる場合

2.電子メール等による指導

・速やかに規程等の改正や取組の改善

3.改善状況の確認
・研究機関から提出される事前整理表に基づき改善内容を文科省が確認。不備が確認された場合は再度研究機関に指導

・事前整理票を用いた指導に対して、速やかな対応の完了が確認されない場合

4.対面による指導（体制整備等詳細確認調査：面接調査・現地調査）

4月～翌年9月

①研究機関が行った特定不正行為に係る調査結果報告書を文科省に提出

②報告書の内容の確認
・ガイドラインに基づく体制整備や取組の状況について改善を求める必要があるか否かを文科省が確認

5.公正な研究活動の推進に関する有識者会議
・文科省による体制整備等詳細確認調査の結果に基づき、管理条件の付与の必要性について審議

秋頃

6.研究機関に対して管理条件（改善事項及び履行期限）の付与
・有識者会議での審議結果に基づき、文科省から研究機関に管理条件を付与。管理条件の履行期限は原則60日以内

・管理条件の履行期限後、速やかに

7.管理条件対応状況調査の実施
・管理条件の着実な履行が認められるまで実施

8.間接経費の削減・競争的資金等の執行停止
・管理条件の履行が認められない回数に応じて、間接経費の削減や競争的資金等の執行停止

（参考）令和６年度調査実績

○チェックリストの提出：　2,133 機関

○チェックリストにおいて、電子メールによる体制整備や規程に不備が認められた機関：　191機関

○対面による指導：　0機関

○管理条件の付与：　0機関

○体制整備完了機関：　2,133機関